

第 45 期事業報告

はじめに

2025 年度は、令和の米騒動がまだ続く中、多くの国や地域が参加する大阪・関西万博の開幕で華やかに始まりましたが、夏には地球温暖化の影響による記録的な猛暑や豪雨災害が全国各地で発生して甚大な被害をもたらし、環境変化を目の当たりにしました。加えて、地域紛争による国際的な緊張感の高まりと人口減少・超高齢化、デジタル化等の急速な浸透が複合的に進んでおり、これまでの社会を根本から変える構造的な変化が交差する 1 年となりました。

経済面では、慢性的な人手不足を背景とした賃上げの動きの広がりにより、春闘での高い賃上げ率は維持されたものの、物価高が実質賃金を圧迫し、個人消費における二極化傾向が強まりました。このような中、日本銀行は金融政策の正常化を進め、段階的に利上げを行い長年の超低金利時代から「金利のある世界」に戻りつつありますが、円安への流れは止まらず、エネルギー・原材料価格の高騰により、企業は効率化と高付加価値化への一層の変革を迫られています。

政治面においては、少子高齢化対策、財政の健全化といった難題に加え、国際情勢の不安定化に伴う防衛費の増額とその財源確保等、安全保障問題もクローズアップされた年にもなりました。

社会全体では、生成 A I の社会実装が本格化し、ホワイトカラーの業務効率化だけではなく、製造・物流・医療現場における D X（デジタルトランスフォーメーション）が深化していることに加え、多様な働き方の推進や社員のリスクリングなど価値観や労働環境の変化への対応が必要となってきました。

この様な状況下、当協会は公益性に根ざした信用保証事業を通じて、地域の勤労者の生活の向上に資する取組みの継続・強化を着実に図り、信頼される保証機関として内部統制の強化と安定的な経営基盤の維持・向上に努めました。事業実績は、経常ベースでは、新規保証引受額が計画を上回ったものの、保証債務残高は前年実績を下回り減収となりました。結果、一般正味財産増減額も前年実績を下回り、最終損益は減益となりました。

減益とはなりましたが、一定の収益を確保しており、当協会の業況は現状安定していますが、債務保証事業が縮小傾向であることに加え、近い将来新規保証の引受が激減する見通しとなっていることから、当協会の今後の在り方について協議を開始することと致しました。

1 主要計数および決算概況

1. 事業の実績

〔令和7年度主要事業計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
新規保証引受額	5,626,196	8,113,626	144.2	6,395,563	26.9
保証債務残高	25,678,262	28,370,365	110.5	30,067,468	▲5.6
代位弁済額*	123,222	130,661	106.0	174,252	▲25.0
保証債務延滞額*	25,000	49,238	197.0	38,835	26.8
求償権回収額	28,931	29,472	101.9	29,361	0.4
求償権残高*	642,650	567,422	88.3	581,624	▲2.4

(注) 金額は単位未満を切り捨て、比率は小数点第2位を四捨五入。以下、同様に算出。

* を付している項目は少額なほど健全で、達成率100%以下が計画達成を意味する。

(1) 保証引受の状況

① 新規保証引受額

新規保証引受額は3,396件81億1,362万円となり、前年度比で549件17億1,806万円(増減率26.9%)増加しました。実質賃金の改善を含め経済全体が回復する中、計画値を24億8,743万円(達成率144.2%)上回りました。

1件当たりの平均保証引受額は239万円で、前年度より15万円増加しました。

② 保証債務残高

保証債務残高は22,052件283億7,036万円となり、新規保証引受額の上振れにより計画を26億9,210万円上回り(達成率110.5%)しましたが、前年度比では2,444件16億9,710万円(増減率▲5.6%)減少しました。

なお、保証総額を規制する保証倍率(保証債務残高÷基本財産)は、最高限度50倍に対し20.3倍に収まっています。

(2) 代位弁済等の状況

① 代位弁済額

代位弁済額は124件1億3,066万円となり、計画を744万円上回りましたが、前年度比では、件数で5件、金額で4,359万円(増減率▲25.0%)減少しました。

代位弁済率(代位弁済額÷平均保証債務残高)は0.44%で、前年度より0.09ポイント減少しました。

代位弁済案件 1 件当たりの	令和 6 年度	令和 7 年度
代位弁済額（当初融資額）	135 万円 （228 万円）	105 万円 （217 万円）
償還済み期間（約定融資期間）	45 ヶ月 （104 ヶ月）	57 ヶ月 （107 ヶ月）

代位弁済案件 1 件当たりの代位弁済額は前年度比 30 万円減少し、当初融資額も 11 万円減少しました。

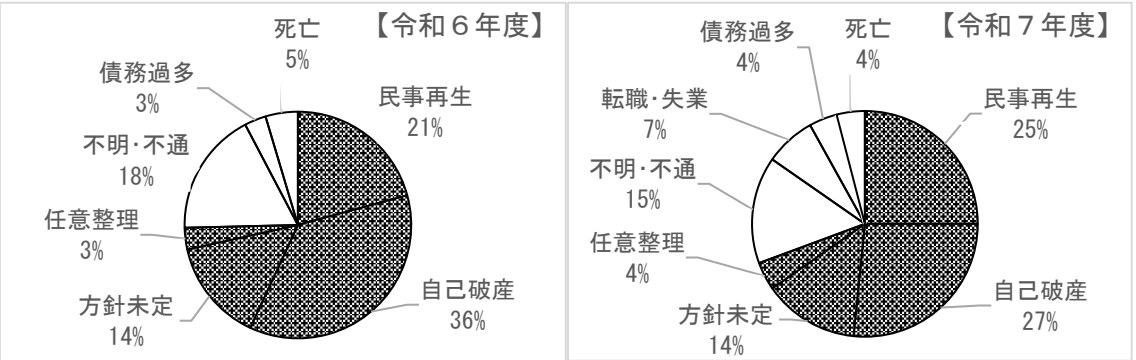
償還済み期間は 12 ヶ月伸長し、約定融資期間は 3 ヶ月長期化しています。

〔代位弁済の事由別件数・金額〕

（単位：件、千円）

代 位 弁 済 の 事 由	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金 額	件数	金 額
弁 護 士 ・ 司 法 書 士 受 任	97	128,821	86	94,290
うち自己破産（予定含む）	47	66,756	33	39,929
うち民事再生（予定含む）	27	36,159	31	35,323
うち任意整理（予定含む）	4	2,903	5	3,462
うち 整 理 方 針 未 定	19	23,003	17	15,576
自 然 災 害 ガ イ ド ラ イ ン	0	0	0	0
債 務 過 多	4	4,486	5	4,853
転 職 ・ 失 業	0	0	9	5,995
行 方 不 明 ・ 音 信 不 通	23	31,520	10	22,035
死 亡	6	9,425	5	3,488
合 計	130	174,252	124	130,661

〔代位弁済の事由別件数割合〕



（注）網掛け：弁護士・司法書士受任

代位弁済の事由については、内訳の若干の変動はありますが、従前の傾向から大きく変わることなく、多重債務等による弁護士・司法書士受任が、件数ベースで 69.3%、金額ベースで 72.1%を占めています。

② 保証債務の延滞

2ヶ月以上の延滞は35件4,923万円となり、計画を2,423万円上回り、前年度比で4件減少しましたが、金額では1,040万円（増減率26.8%）増加しました。

延滞率（延滞残高÷保証債務残高）は0.17%で、前年度より0.04ポイント悪化しました。保証債務残高が減少する中、延滞残高が高止まりしていることから、昨年同様、高い延滞率となりました。

（３）求償権回収の状況

① 回収額

求償権回収額は2,947万円となり、計画を54万円超過し（達成率101.9%）、前年度比で11万円（増減率0.4%）増加しました。債務者の太宗が自己破産、民事再生を選択し、回収環境は依然厳しい状況が続いていますが、着実に回収業務を行い、昨年実績を上回る回収額となりました。

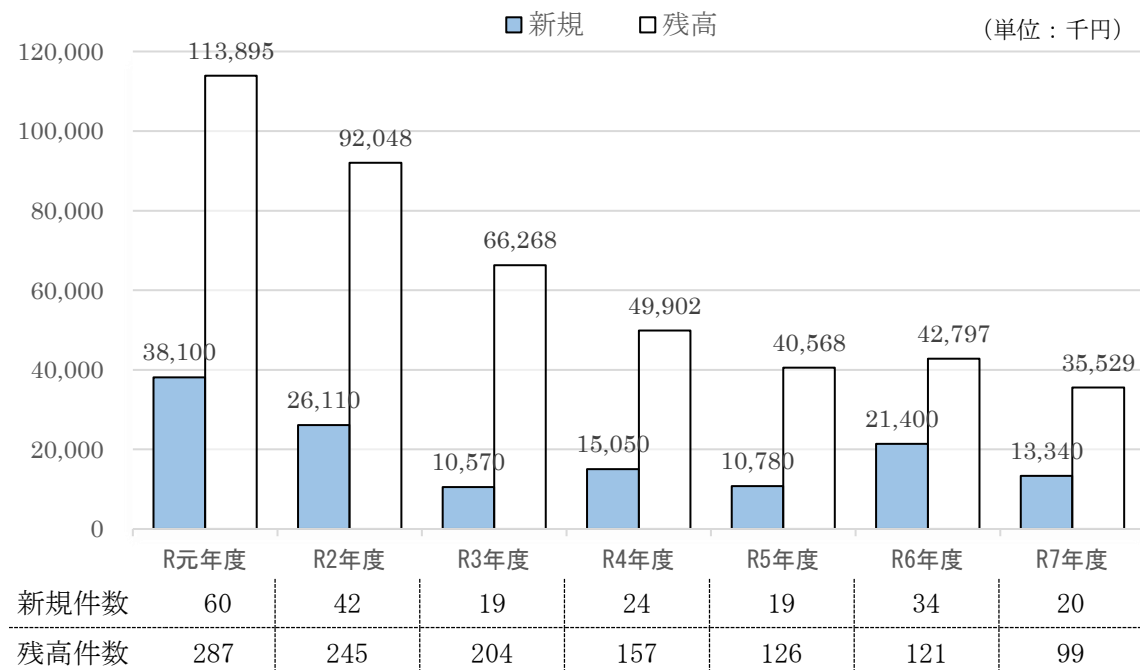
② 求償権残高

求償権残高は484件5億6,742万円となりました。代位弁済額1億3,066万円に対し、求償権回収額は2,947万円、償却額は1億1,527万円、債権譲渡は行っており、計画を7,522万円下回り、前年度比で件数は34件増加しましたが、残高では1,420万円（増減率▲2.4%）減少しました。

なお、求償権比率（求償権残高÷保証債務残高）は、前年度より0.07ポイント上昇し2.00%となりました。

（４）北海道勤労者福祉資金融資制度の状況

〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の年度推移〕



〔北海道勤労者福祉資金（生活資金）の令和 7 年度実績〕

（単位：件、千円）

	中小企業従業員		季節労働者		離職者		非正規労働者		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
新規保証引受額	9	6,590	2	2,300	1	500	8	3,950	20	13,340
保証債務残高	58	22,235	7	2,978	8	1,350	26	8,966	99	35,529
代位弁済額	0	0	0	0	0	0	1	95	1	95

① 新規保証引受額

新規保証引受額は 20 件 1,334 万円にとどまり、前年度より 14 件 806 万円（増減率▲37.7%）減少しました。この間のラジオCM等の周知活動を行ったものの効果は限定的であったものと判断しています。

② 保証債務残高

保証債務残高は 99 件 3,552 万円となりました。前年度比件数では 22 件、残高では 727 万円（増減率▲16.9%）減少しました。

③ 代位弁済額

代位弁済額は非正規労働者向け融資 1 件 9 万円で、前年度比で 1 件 51 万円減少しました。

〔北海道からの損失補償の状況〕

（単位：千円）

	令和 6 年 3 月末	令和 7 年 3 月末	令和 8 年 3 月末
求 償 権 補 填 金 残 高	8,305	7,308	3,806
補 填 金 の 受 領	190	158	0
補 填 金 の 返 納	408	888	366
求償権償却の戻入	78	249	3,135

2. 損益および財産の状況

〔令和7年度主要損益計数の計画比および前年度比〕

(単位:千円、%)

	計 画	実 績	達成率	前年度実績	増減率
経 常 収 益	200,821	228,220	113.6	257,024	▲11.2
保 証 料	195,064	212,675	109.0	249,535	▲14.8
経 常 費 用	157,815	176,459	111.8	193,793	▲8.9
経 費	59,957	58,005	96.7	55,353	4.8
貸倒引当金繰入額	94,657	116,654	123.2	80,282	45.3
債務保証損失引当金繰入額	0	1,800	—	0	—
債 権 譲 渡 損	0	0	—	58,158	—
経 常 増 減 額	43,206	51,761	119.8	63,230	▲18.1
経 常 外 増 減 額	38,800	3,251	8.4	18,793	▲82.7
一般正味財産増減額	82,006	55,013	67.1	82,024	▲32.9
正味財産期末残高	2,334,514	2,282,974	97.8	2,227,961	2.5

(1) 経常増減額

① 経常収益

経常収益は2億2,822万円となり、計画を2,739万円(達成率113.6%)上回り、前年度比で2,880万円(増減率▲11.2%)減少しました。

経常収益の大半を占める保証料は2億1,267万円となり、計画を1,761万円(達成率109.0%)上回り、前年度比で3,686万円(増減率▲14.8%)減少しました。

運用益は前年度比495万円増加の712万円となりました。運用先は北海道労働金庫への出資、金融機関預金、および債券となっています。

② 経常費用

経常費用は1億7,645万円となり、計画を1,864万円(達成率111.8%)上回りましたが、前年度比では1,732万円(増減率▲8.9%)減少しました。

経費は、ラジオCMの実施、社会保険料を含めた人件費戻入額の増加等により、前年を上回りました。

貸倒引当金繰入額は、債権譲渡を加味する必要があり、譲渡損と併せた費用計上は計画を2,199万円上回ったものの、前年度実績からは2,178万円下回りました。これは、代位弁済額は減少したものの、計画を上回って推移した事、ならびに債権譲渡の

実施を見送ったことに拠るものです。

なお、引当金繰入額および債権譲渡損が経常費用に占める割合は 66.1%で、前年度より 5.3 ポイント減少しました。

③ 経常増減額

経常収益、経常費用とも計画を上回り、経常増減額については計画を 855 万円上回る 5,176 万円となりました。(達成率 119.8%)

(2) 経常外増減額

経常外収入は 325 万円で、北海道の損失補填金戻入益の 313 万円と、債務保証損失引当金戻入益の 5 万円、その他の 5 万円です。保証債務残高の減少による債務保証損失引当金戻入益を見込んでいましたが、保証債務残高の減少が計画を下回ったことに加え、累積代位弁済率ならびに貸倒実績率が上昇したことにより、戻入益がほぼ発生しなかったことで、経常外収入が計画の大幅未達となりました。

経常外費用は発生していませんので、経常外増減額は 325 万円となり、計画を 3,554 万円下回り(達成率 8.4%)、前年度比で 1,554 万円(増減率▲82.7%)減少しました。

(3) 一般正味財産増減額(最終損益)

経常増減額および経常外増減額の結果、一般正味財産増減額は 5,501 万円となり、計画を 2,699 万円下回り(達成率 67.1%)、前年度比で 2,701 万円(増減率▲32.9%)減少しました。

結果、減収減益となりました。

(4) 正味財産残高

正味財産期末残高は 22 億 8,297 万円となり、計画を 5,154 万円下回り(達成率 97.8%)、前年度比で 5,501 万円(増減率 2.5%)増加しました。

なお、基本財産は、基金 5 億円、保証積立資産 9 億円で合計 14 億円、特定資産は、機械化準備積立資産 5,000 万円、経営安定化積立資産 3 億 5,000 万円で合計 4 億円となっています。

3. 経営諸比率

〔令和7年度主要経営諸比率の計画比および前年度比〕

(単位: %、ポイント)

	実 績	計 画 比		前 年 度 比	
		計 画	差 異	前年度実績	増 減
自己資本比率	11.78	11.94	▲0.16	10.88	0.9
代弁能力係数	39.15	41.83	▲2.68	47.25	▲8.1
保証収支率	47.58	48.34	▲0.76	58.06	▲10.48

自己資本比率: 保有する資産に対して自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判定する。

(基準: 4%以上)

代弁能力係数: 金融機関における協会保証融資の2箇月以上延滞のものがすべて貸倒となり代位弁済を行っても協会の事業継続に問題がないかどうかを検証する。(基準: 1以上)

保証収支率: 代位弁済額から回収額を控除した純支出額が保証料収入で賄うことができるかどうかを検証する。(基準: 60%以内)

(1) 自己資本比率

自己資本比率は11.78%となり、一般正味財産繰越額(自己資本)の増加、保証債務残高(信用リスクアセット)の減少により計画比で0.16ポイント下回り、前年度比で0.9ポイント上昇しました。

基準値(4%以上)はクリアしています。

(2) 代弁能力係数

保証債務延滞額(代弁リスク)は増加し、代弁能力係数は39.15となり、計画比で2.68ポイント、前年度比で8.1ポイント下回りしました。

基準値(1以上)はクリアしています。

(3) 保証収支率

保証収支率は47.58%となり、経常費用および代位弁済額の減少により計画比で0.76ポイント、前年度比で10.48ポイント減少(良化)しました。

基準値(60%以内)はクリアしています。

2 課題の遂行状況

1. 勤労者に対する信用保証事業を通じた役割発揮

(1) 経済的弱者の生活を支援する勤労者福祉資金融資（道融資制度）について、その役割が十分に発揮できるようサポートに取組みました。

① より利用される制度となるよう、制度の主体である北海道と協議を行い、制度の周知・認知度向上が課題との共通認識のもと、協力して必要な施策を検討・実施していくことを確認しました。

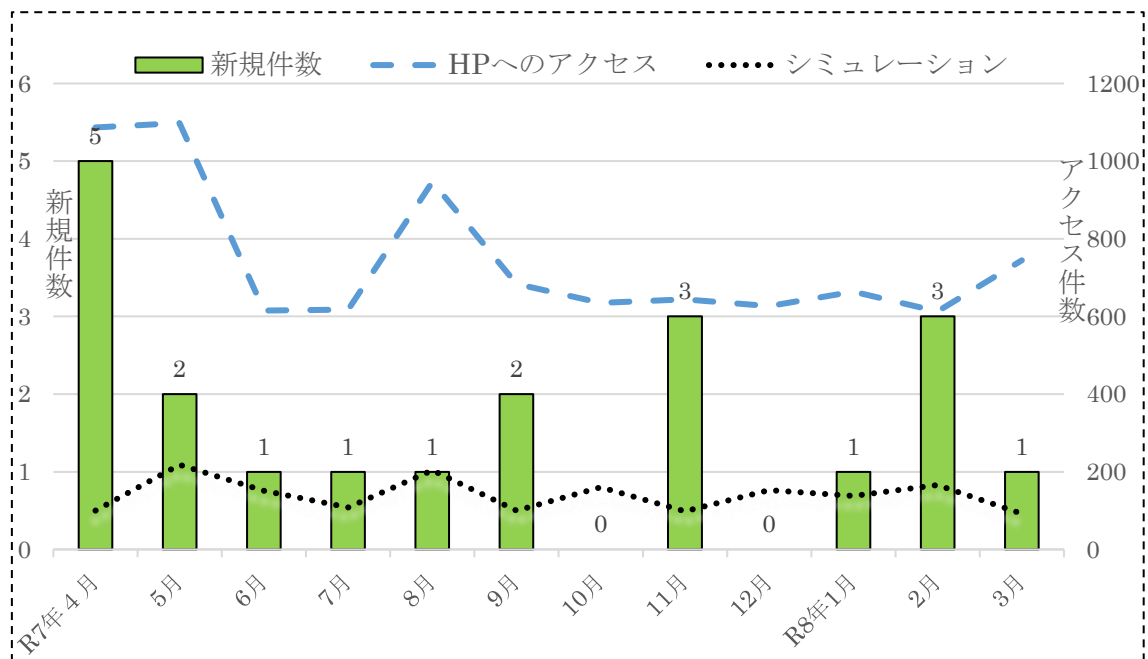
② より多くの勤労者に本制度を知ってもらうために、今年度も、チラシを作成するとともにラジオ CM*1 を実施して周知に努めました。

*1 実施期間：令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

実施内容：スポット CM (20 秒)×90 本

③ 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する保証料免除措置を令和 8 年 3 月 31 日まで延長しました。

【新規融資件数と当協会 HP・勤福返済シミュレーション件数】



(2) 多様化する雇用形態、ライフスタイル、勤労者ニーズ、および少子高齢化等の社会構造の変化や地域性に適応する保証制度の構築・改善に向けた検討を行いました、具体策の策定には至りませんでした。

(3) 収入減少や転職・離職等に伴い、保証債務および求償権の約定返済が困難な債務者に対して、現況を考慮した柔軟な対応(返済条件や弁済計画の緩和等)を行いました。

2. 内部統制の強化

- (1) 内部統制の基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努め、業務方法書および債務保証基準書の改正を行いました。
- (2) 内部統制の基本方針に基づき、コンプライアンスに関する管理態勢の維持、改善を目的とする「2025 年度コンプライアンス・プログラム」を策定しました。当該プログラムに基づき、研修会を実施するなど、役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着に向けた取組みを計画的に実践しました。
- (3) 情報セキュリティ管理を徹底し、個人情報の漏洩防止に努めました。個人情報を取扱う業務委託先に対しては、「業務委託取扱規程」に基づき個人情報の取扱状況について調査し、適正な管理態勢にあることを確認しました。
- (4) 反社会的勢力排除に関する規程・要領に基づき、保証債務および求償権に対する調査・検証を適切に実施し、反社会的勢力との取引の防止・遮断に向けた取組みを徹底しました。該当者および該当事例はありません。
- (5) 内部検査規程および実施計画書に基づき内部検査を厳格に実施し、事務処理の適正性を確認するなど、業務・事務の堅確化に努めました。事務事故や不適切な事務取扱いが発生していません。
- (6) 大規模自然災害や感染症流行による非常事態に備え、危機管理態勢の強化に努めました。コンティンジェンシー・プランおよび事業継続計画に基づき、緊急時における行動や事業継続に係る具体的対応について確認、周知しました。
- (7) 育児・介護休業法の改正に合わせ就業規則を改正しました。

3. 経営基盤の強化

- (1) 保証収支に見合った適正な保証料率の適用を目的に、北海道労働金庫に導入した変動保証料制度において約定に基づき、10 月より保証料率を 0.1% 引下げ 0.6% としました。
- (2) 代位弁済の削減に向け、個別事案について、関係金融機関との協議を適宜行いました。
- (3) 求償権については、多くの債務者が自己破産および民事再生を選択し、回収可能な債権が限定される状況にあります。回収の促進に努めました。
 - ① 費用対効果を勘案しつつ、法的手続や債権回収会社（サービサー）への回収業務の委託^{*2}を適宜駆使するなど、最善かつ効果的な回収手段を講じました。

*2 委託実績（3 月 31 日現在）：101 件 120,907 千円
 - ② 債務者の負担や利便性を考慮した弁済手段を検討しましたが、手数料負担の問題があり、具体策の策定は見送りました。
 - ③ 求償権取得後の回収が円滑に行われるよう、債務者の現況や折衝経過について、関係金融機関と緊密に情報交換しました。
 - ④ この 1 年間で求償権への入金があった債務者に対し、返済意欲の維持と返済の継続を促すことを目的に、入金および残高の履歴を通知しました。（民事再生、給与差押、

サービサー委託等の案件を除く 35 名、38 件)

- (4) シミュレーションを行い、安定的な損益基調の維持を図りました。
- (5) 事業計画に基づき、適正で効率的な経費の執行に努めました。
- (6) 業務に支障をきたすことのないよう各種業務用システムの適切な運用に努めました。
- (7) 日本労信協が開催する保証業務関連の会議に出席するなど、日本労信協および他の地域労信協と連携し、保証事業に係る施策や課題について、情報収集と検討を行いました。
- (8) 事務コストの縮減に向け事務フローの見直しおよび事務の簡素化・効率化等の検討を行いました。
- (9) 外部の講習会やセミナーを受講するなど、公益・一般法人の事業運営に必要なスキルの習得に努めました。

4. 職場環境の整備

- (1) 経営課題、業務概況等の共有を行い、全役職員が正しく経営状況を把握し、それぞれが役割発揮できる職場環境の整備に努めました。
- (2) ハラスメントの未然防止とコンプライアンス意識の醸成に向け、率直に意見交換ができ、相互に信頼して働ける職場風土の醸成に努めました。
- (3) 職員のウェルビーイングを高め、安心して働けるよう社会情勢の変化に応じた就業規則等の見直しおよび賃金の改定を行いました。

※3 60 歳未満、勤続 3 年以上の嘱託職員について、希望する場合、無期雇用へ変更
年次有給休暇の積立て保存について制度化
病気休暇制度として、年次有給休暇とは別に年 5 日付与等

5. 自然災害およびパンデミック発生時における支援

- (1) 被災者への支援が必要な大規模自然災害や、「自然災害ガイドライン」*4 が適用される事例は発生していません。それら事象が発生した際は、債務者の生活再建や被災地の復興に向け迅速に対応します。

※4 正式名称は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」で、金融機関等における自主的自律的な準則として、同ガイドライン研究会が策定。大規模災害の影響で返済が困難になった債務者が、一定の要件を満たした場合、法的手続によらずに債務整理を行えることを定めている。

- (2) 「自然災害ガイドライン」(コロナ特則含む)に基づく債務整理については発生していません。事象が発生した際は債務者の生活再建支援に向け、円滑かつ適切に対応します。
- (3) 事象は発生していませんが、新型コロナウイルス等の感染症の流行により勤労者に経済的な影響が発生した場合には、保証料免除や返済条件変更等の支援策を速やかに検討・実施します。

6. 共生社会づくりに向けた役割の発揮

- (1) 地域共生社会の実現ならびに勤労者の生活安定と福祉向上を目指す労働者福祉事業団体の取組みに参画しました。
- (2) 公益性および地域社会の課題を踏まえ、当協会の体制において、果たすことができる役割について検討を行いました。

7. 情報発信

- (1) 利用者や関係機関に対する「知っていただきたい情報」を、ホームページに掲載しました。
 - ① 育児・介護休業者、季節労働者、および離職者に対する労働者福祉資金融資の保証料免除期間の延長
 - ② 当協会が保証引受している道内市町村の自治体提携融資制度の概要(対象者・資金使途・融資限度額・期間・金利)
 - ③ 労働者福祉資金融資対象者の拡大(NPO 法人・社会福祉法人・医療法人等の法人に勤務する方)
 - ④ 北海道労働者福祉資金融資の金利改定について (10/1)

8. その他

- (1) 債務保証事業について継続が困難となる見込となったことから、今後の当協会の在り方についての検討を開始することとしました。
- (2) 入居ビルの老朽化に伴う立退き要請を受け、2026 年 6 月末までの事務所移転に向け、関係先との調整、必要な事務手続き等を遅滞なく進めています。

3 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

1. 「内部統制の基本方針」

当協会が「業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制の基本方針」は、以下の通りです。

(1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は、定時に開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令並びに定款、および評議員会の決議等に従い、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- ② 理事会運営規則および評議員会運営規則に基づき、理事会および評議員会の役割、権限および体制を明確にし、適切な理事会および評議員会の運営を行う。
- ③ 理事および評議員で構成する経営委員会を適宜開催して、事業運営上重要な事項(事業方針、中期経営計画等)について機動的かつ多面的に審議し、その審議内容

を理事会に報告する。

- ④ 理事の職務権限規程に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
- ⑤ 職務分掌および決裁権限を明確にし、理事、職員等の職務執行の適正性を確保するとともに、機動的な業務執行と有効性および効率性を高める。
- ⑥ 評議員会、理事会、経営委員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき、適切に作成、保存および管理する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① リスク管理は、リスク管理方針に基づき、総合的に実施する。また、定期的にモニタリングを実施し、各リスクを把握、分析、評価し、対応方針および対策などを決定し、理事会に報告する。
- ② 法令並びにプライバシー・ポリシーおよび情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行い、情報漏えいの防止等を図る。
- ③ 事業活動に関するリスクについては、法令や当協会内の規程等に基づき、職務執行担当者および決裁者が自律的に管理することを基本とする。
- ④ 内部検査規程に基づき、事務取扱等の適否を定期的に検査し事務処理の実態を把握するとともに、不備事項についてその対策を講じることで事務処理の改善、能率の向上および事故防止等事務リスクの軽減を図る。
- ⑤ コンティンジェンシー・プランに基づき、大規模自然災害、新型インフルエンザその他の非常災害等の発生に備え、対応組織や情報連絡体制等について定期的に確認するとともに、継続的な教育および訓練を実施する。

(3) コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、すべての役職員の意識と行動の指針である役職員行動規範を周知徹底して、法令並びに定款および社会規範等を遵守する。
- ② 役職員のコンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、コンプライアンス遵守状況に係るモニタリングを定期的に実施し理事会に報告するとともに、不正防止等に係る役職員への教育および啓発活動を継続して実施する。
- ③ 役職員は、反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも連携し毅然とした態度で臨む。
- ④ 協会内外からのコンプライアンスに関する相談および照会等は、担当窓口を設け対応する。また、コンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

(4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。
- ② 監事は、理事会および経営委員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査および質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。
- ③ 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議および決定内容の適正性について監査を行う。
- ④ 監事から求められた場合は、監事と協議のうえ、協会職員に監事の職務を補助させる。また、当該職員の任命、解任等については、監事の同意を得ることとする。
- ⑤ 理事又は職員等は、当協会に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、および定款その他の規程等に反する行為等を発見した時は、直ちに代表理事並びに監事に報告する。
- ⑥ 理事および職員等は、職務執行状況等について、監事が報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。
- ⑦ 代表理事は、定期的に監事と会合を持つなどにより、協会の事業の遂行と健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。
- ⑧ 監事は、会計監査人から監査報告を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行う。

また、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

2. 運用状況

「内部統制の基本方針」に基づく「業務の適正を確保するための体制」の令和6年度における運用状況は、以下の通りです。

(1) 経営に関する管理体制

- ① 理事会は定款および理事会運営規則に基づき、定例で3回、臨時で1回開催し、法令並びに定款、および評議員会における決議等に従い、業務執行上の重要事項を適正に審議・決定しました。また、理事の職務の執行については、「代表理事の業務執行状況報告」として理事会で報告しました。
- ② 決裁権限に従って理事会および評議員会に議案を提案するなど、各々の運営規則にて定めた役割、権限および体制に基づき適切に会議を運営しています。
- ③ 当協会の計画、課題、施策等について、経営委員会で協議し内容を理事会に報告しています。今年度は1回開催し、「次年度事業計画・予算(素案)」「当協会の今後の在り方」について協議しました。
- ④ 業務を執行する理事は、理事の職務権限規程に基づき、事業運営を適切かつ迅速

に遂行しています。

- ⑤ 規程等で明確化されている職務分掌および決裁権限に基づき、理事・職員等は適正かつ機動的・効率的に職務を遂行しています。
- ⑥ 各機関会議の議事録および理事の職務執行に係る情報については、定款および文書管理規程等に基づき適切に作成し、保存・管理しています。

（２）リスク管理に関する体制

- ① リスク管理方針に基づき、リスク管理指標のモニタリングを定期的を実施し、各種リスクを把握・評価しています。なお、指標の数値はすべて基準内に収まっており、評価結果を理事会に報告しています。

また、一般正味財産増減額および保証収支率を予測する中期経営シミュレーションについては、債務保証事業の譲渡を予定することから今回より取りやめました。

- ② 個人情報の取扱いについて、コンプライアンス研修にて注意喚起を行うとともに業務委託先へのモニタリング、業務用端末のインターネット分離、基幹システムのパスワード管理の強化を実施するなど、適切な情報管理を行っています。
- ③ リスクの縮減を図るため、権限の明確化・分散化を規程に網羅するとともに、担当者や決裁者がリスクを自律的に管理できるよう、規程の実際の運用手順等を定めた要領・マニュアルの充実を図っています。
- ④ 内部検査規程に基づき定期的に自己検査を実施し、事務処理の実態を把握しています。不備事項については、迅速に対策を講じ事故防止を図っています。
- ⑤ 大規模自然災害やパンデミックに備え、事業継続計画（BCP）実施要領に基づき、平時に行うべき準備や緊急時における連絡体制・手順・役割分担等について再確認し、役職員への周知を図りました。

（３）コンプライアンスに関する管理体制

- ① 理事および幹部職員が率先してコンプライアンス・ポリシーを実践しています。

また、コンプライアンス・プログラムに基づき、法令、定款および社会規範等の遵守に向けた取組みを計画的に行っています。

- ② 実施状況チェックシートによりコンプライアンスの遵守状況に係るモニタリングを定期的を実施し、その結果を理事会に報告しています。また、不正防止に係る役職員への教育・啓発については、コンプライアンス研修にて行っています。なお、コンプライアンスに抵触する事案は発生していません。
- ③ 反社会的勢力に対する基本方針に基づき、反社会的勢力との取引防止と関係遮断に向けた取組みを徹底しています。調査・検証・対応状況については、理事会に報告していますが、該当する事例は発生していません。
- ④ コンプライアンスに関する相談および違反に係る通報等に対し、代表理事、監事、協会顧問弁護士の三つの窓口を設けています。該当する事例は発生していません。

(4) 監事の監査業務の適正性を確保するための体制

- ① 監事は、監事監査規程に基づき、年間監査計画を作成し、公平不偏の立場をもって監査を実施しています。
- ② 監事は、理事会、評議員会、および経営委員会等の重要会議に出席し、理事等の職務執行についての適法性、妥当性を検証しています。
- ③ 今年度監査計画の中で「内部統制システムの運用状況の適正性検証」「リスク管理」を重点監査項目と位置づけ、監査しています。
- ④ 監事からは、監事の職務を補助する職員を求められませんでした。
- ⑤ 協会に損害を与える事実、および法令、定款、規程等に対する違反行為に該当する事例はありませんでした。
- ⑥ 理事および職員等は、監事から職務執行状況等の報告を求められた場合は、速やかに対応しています。
- ⑦ 代表理事と監事は、協会の事業の遂行状況や経営実態等について協議し、協会の諸課題について意見交換しています。
- ⑧ 監事は、会計監査人より監査報告を受け取り、その内容について会計監査人から説明を受け、意見交換を行っています。